

## 十勝中央合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長2名は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集する。

2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は公開とする。

(十勝中央合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 十勝中央合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程第2条及び第3条の規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。